

広島県告示第六百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十年八月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
労働福祉事業団 中国労災病院	呉市広多賀谷一丁目五番一号	平成二〇年三月三十一日
グレース歯科クリニック	呉市本通五丁目九番一七号 岡本ビル二〇一	平成二〇年一月一四日
医療法人社団 ツネトウ胃腸科・外科	三原市須波西町二〇七九番一号	平成一九年二月三十一日
前場歯科医院	府中市府川町一五七番一号	平成一七年一〇月二四日